

令和7年度市公式 YouTube チャンネル「北九州市プレス（愛称：すしプレス）」 動画制作及び配信業務 委託仕様書

1 件名

令和7年度市公式 YouTube チャンネル「北九州市プレス（愛称：すしプレス）」
動画制作及び配信業務

2 業務の趣旨

「情報発信で人口100万人を取り戻す」をメインコンセプトに、YouTube 動画を活用した情報発信により、市外の視聴者に対しては、本市を移住先として検討する意識の醸成を、市内の視聴者に対しては、本市への誇りや愛着醸成を図るため、本チャンネルへの認知度向上及び新規視聴者の獲得を目指すもの。

3 委託業務内容

動画制作に関する業務

- (1) コンテンツの企画提案業務から配信業務全般
- (2) 関係機関・団体との連絡・調整
- (3) 取材・下見の実施
- (4) 視覚的表現方法の提案・調整
- (5) シナリオの作成
- (6) 撮影の実施
- (7) 編集作業
- (8) その他コンテンツ制作に必要な業務

※映像・写真・音楽（一般社団法人日本音楽著作権協会）等使用の際は、肖像・意匠、商標、著作などの権利に関する処理を事前に確実にを行うこと。またオリジナルキャラクター等を作成する場合は、類似のものがいないか注意すること。

4 動画の制作及び配信

主なターゲット及び目的

市外視聴者（メインは30代前半の子育て世代）向けに、本市の魅力を動画配信することにより、本市のイメージ向上や認知度を高め、来訪者、移住希望者の増加を図る。

前提（チャンネルについて）

本コンテンツは、現在、市公式 YouTube チャンネル内の再生リスト「KITAKYUSHU-SHI PRESS（すしプレス）」として運用中だが、今後は魅力情報の発信に特化したブランディング専門チャンネルとして新規設立予定である。
そのため、今年度はチャンネル認知度向上及び新規視聴者の獲得を重視している。

（目標数値）

- ・チャンネル登録者数
R7 年度：1 万人，R8 年度：3 万人，R9 年度：5 万人
- ・月間再生回数
R7 年度：2 万回超，R8 年度：6 万回超，R9 年度：10 万回超

(1) 配信について

ア 企画内容の方向性

- ・ イベント・観光スポット・グルメ情報・本市の誇れる魅力等が、本市に住んだことがない市外の方にも分かりやすく効果的に伝わる動画を企画すること。
※エンタメ色が強くても構わない
※コンテンツの顔となるような著名人等の起用やコラボ企画なども構わない
- ・ 年間を通じて、どのようなコンセプトに基づいて制作するか記述すること。
月や季ごとの提案でも構わない。
(例：春は観光情報・その他、夏は祭り情報・その他、秋はイベント情報・その他、冬はグルメ情報・その他等)
- ・ 単なるイベントの告知ではなく、本市の認知度を高めるテーマであること。
- ・ 提案時は、誰（どの層）に何を伝えたいかなどの構成案を示すとともに、視覚的に分かるよう実施すること。(審査会用にデモ動画を制作しても構わない)
- ・ テーマの最終決定については、発注者と受注者が参加する「企画会議（月1回開催）」で協議の上行う。

イ 撮影・編集

- ・ 撮影日の7営業日前までに発注者にシナリオ案を提出し、確認を得ること。
 - ・ 企画会議及びシナリオを基に、受注者にて撮影及び編集を行うこと。
 - ・ 動画内にチャンネル登録を促す演出を盛り込むこと。
 - ・ アスペクト比は原則「16：9」とする。
- ※動画は月2本以上制作すること。撮影は複数月分まとめて実施してもよい。

ウ 配信

- ・ 配信設定は、受注者にて行うこと。
※YouTube上で、フルHD規格以上での視聴ができるものとする。
- ・ サムネイル画像・タイトル文案・概要欄文案の考案及び設定も受注者が実施することとし、その案を配信日の7営業日前の正午までに発注者に提出し、確認を得ること。
※サムネイル画像については、発注者が指定するテンプレートを使用し、チャンネル全体（ターゲット属性）の統一感を損なわないよう留意すること。
- ・ 配信本数：月2本以上（期間：令和7年7月～令和8年3月）計18本以上
- ・ 配信時間：発注者が指定する日時とすること。
- ・ 配信期間：無期限を基本とするが、肖像使用期間等を考慮し、発注者と適宜協議の上、決定する。

※本チャンネルは「新規設立」予定のため、設立後早急にチャンネル認知度向上及び新規視聴者獲得を図ることを念頭に、企画・撮影・編集・配信を行うこと。

(2) 二次利用について

制作動画の活用や広報など二次利用の提案があれば実施すること。

(3) 成果品のデータ納品

ア 動画データ

- ・ アスペクト比は原則「16：9」とする。

- ・制作した動画の白素材及び完成パッケージ動画を発注者に提出すること。
- ・納品する動画形式は発注者が指定する形式とする（基本はMP4の想定）。
- ・納期は各月末から7日以内とし、令和8年3月分については3月31日までに納品すること。

イ サムネ画像

- ・制作したサムネ画像を発注者に提出すること。
- ・納品する形式は発注者が指定する形式とする（基本はjpeg、pngの想定）。
- ・納期は各月末から7日以内とし、令和8年3月分については3月31日までに納品すること。

（4）著作権について

- ア 受注者は、受注者又は第三者が従来から著作権を有する著作物を除き、成果品の著作物に関する全ての著作権を成果品の納品と同時に発注者に譲渡するものとする。
- イ 受注者は、受注者が従来から著作権を有する著作物について、発注者及び発注者から許諾を得た者に対し、利用を許諾するものとする。
- ウ 受注者は、成果品の著作物（受注者が従来から著作権を有する著作物を含む。）に関し、発注者及び発注者から許諾を得た者に対し、著作権者人格権を行使しないものとし、次に掲げる事項について同意するものとする。
 - ・発注者及び発注者から許諾を得た者が、成果品の著作物を任意に改変すること。
 - ・発注者及び発注者から許諾を得た者が、成果品の著作物を任意の時期に公表すること。
 - ・発注者及び発注者から許諾を得た者が、成果品の著作物を任意の氏名で発表すること。

（5）制作体制について

本業務の目的の達成に必要なものとするほか、特に以下の業務を確実に実施できるものとする。

- ア 本業務に必要な連絡調整事務は、受注者にて行うこと。
- イ 受注者（又はディレクター）は、撮影に際し、取材先に十分にコンテンツ内容及び制作意図を伝えた上で、必要に応じて助言等を行うこと。
- ウ 動画制作に必要な取材・下見、撮影は十分な時間を確保することとし、受注者が実施すること
- エ 撮影スタッフには、カメラマン、ディレクター等必要人員を確保すること。
- オ ディレクターとシナリオライターは兼任でもかまわない。
- カ 不定期的な撮影日設定、同日複数撮影など、流動的な撮影スケジュールに対応可能な制作体制を構築すること。
- キ 台本は、撮影前、十分な修正が可能な時期に1回以上、発注者に確認すること。
- ク 編集後は、修正が可能な時期に1回以上、プレビュー動画の確認を実施すること。
- ケ 修正があった場合は、必ず修正後の映像を提出し、発注者の確認を受けること。

5 業務履行期間

契約を締結した日～令和8年3月31日

6 発注者の業務範囲（参考）

- （１）毎月１回の企画会議の開催
- （２）行政資料の提供
- （３）取材先が行政機関等の場合など、必要に応じて連絡調整
（なお、取材・下見後の連絡調整は受注者が行うこと）
- （４）必要に応じて取材・下見・撮影の立ち会い
- （５）プレビューのチェック

7 その他

（１）配信日時の変更等

大規模災害の発生や感染症の感染拡大等やむを得ない事情により、配信日時・内容が変更・延期・中止となる場合は、発注者と協議の上、代替配信もしくは契約変更を行うこと。

（２）その他

ア 仕様書にない事項については、発注者と協議の上、決定する。

イ 受注者は、業務実施に関する法令を遵守すること。

ウ 発注者が提供した情報など業務上知り得た情報については、守秘義務を負うものとする。

8 業務完了報告及び委託料の請求について

受注者は、履行を完了した月の翌月１０日までに、発注者に対し業務完了報告書を提出し、発注者の確認を受けた後、速やかに契約書に定める委託料を請求すること。